

第 152 回日本体育大学陸上競技会 兼 第 326 回日本体育大学長距離競技会

競技注意事項

1. 競技規則について

本競技会は、2025 年度日本陸上競技連盟競技規則、2025 WA COMPETITION AND TECHNICAL RULES(WRk 申請対象種目)、本競技会申し合わせ事項および本事項により実施する。

2. 商標等について

「競技会における広告および展示物に関する規程」(国内)によって行う。
着用する衣類や持ち込む物品については、事前に確認のうえ、各自の責任で行うこと。

3. シューズ規程について

「競技用靴に関する規程 (WA C2.1A - Athletic Shoe Regulations)」によって行う。

以下、リンクより着用可能なシューズを確認すること。

<https://certcheck.worldathletics.org> (毎週金曜日更新)

- (1) 招集時のチェックは行わない。
- (2) 競技開始後に疑義が生じた場合については、競技中または競技終了後に、SCO (シューコントロールオフィサー)、担当総務員または審判長がシューズのチェックを求める場合がある。
- (3) 着用しているシューズが承認シューズであることを証明する責任は競技者にある。
- (4) 未承認シューズである場合、チェックに応じない場合は、失格とする。
- (5) 承認シューズであるか未承認シューズであるかを競技会終了までに判断できない場合については、記録を非公認とする。

4. 招集について

- (1) 招集所は、大会本部横(ホームストレート 100m スタート付近)に設置する。
- (2) フィールド種目については、競技実施場所にて行う。
- (3) トラック種目の招集は、招集所にて競技開始 1 時間前までに行う 1 次招集、各種目スタート地点(3000m は 1500m スタート地点)にて競技開始 20 分~10 分前までに行う 最終招集の 2 つを受けること。
- (4) フィールド種目の招集は、競技実施場所にて競技開始 30 分前に行う 最終招集のみとする。
- (5) 招集所での 1 次招集は、招集所に設置された番組編成に印をつける形式で行う。なお、必ず本人が行うこと。代理人による招集は認めない。
- (6) 招集時刻に遅れた競技者は、その種目を欠場するものとみなす。特別な事由により、招集時刻に遅れた場合、大会本部へ申し出ること。出場可否を審判長または総務が判断する。
- (7) 最終招集後は、スタート地点および競技実施場所に留まること。その場を離れる場合は、出発係または担当の競技役員に申し出ること。事前に申し出ることなく、競技開始時にスタート地点および競技実施場所にいらない場合、欠場するものとみなす。

5. アスリートビブスについて

- (1) アスリートビブスは、参加受付時に、1名につき2枚配布する。安全ピンは、各自で準備すること。
- (2) 3000m は、特別アスリートビブスを使用する。
- (3) 配布されたアスリートビブスは、プログラムに記載された番号を記入し、そのままの大きさを、胸と背に確実につけること。ただし、跳躍種目に出場する競技者は、胸または背だけでもよい。
- (4) 配布されたアスリートビブス以外の着用は一切認めない。紛失した場合は、有料で販売する。
- (5) 番号は、濃くはっきりと記入し、審判員が明瞭と判断できるものにする。男子は黒字、女子は赤字で記入すること。なお、油性ペンの貸し出しを行う。
- (6) トラック競技に出場する競技者には、腰ナンバー標識(シールタイプ)を最終招集時に配布する。右腰の見やすい位置に確実につけること。なお、レース終了後の回収は行わない。

6. 用具について

- (1) 棒高跳用のポールは、各自が持参したものを使用する。貸し出しは一切行わない。
- (2) その他の競技に使用する用具は、競技場備え付けのものを使用する。
- (3) 投てき物の持ち込みを1人につき1つまで認める。ただし、日本陸連検定品かつWA認証品であること。競技開始1時間前までに大会本部で検査を受けること。個人により持ち込まれた投てき物については、一時的に競技場備品としての扱いとなるので、他の競技者との共用になる。
- (4) 個人により持ち込まれた投てき物が破損した場合、主催者は一切の責任を負わない。
- (5) 棒高跳用のポールや投てき物の競技場への搬入や搬出は、各自で行うこと。主催者側で業者の手配や、輸送および返送は行わない。

7. 助力について

- (1) 当該競技に関係するしないに関わらず、競技役員がある競技者に対して他競技者よりも有益となるような助言またはその他の支援を提供することは、当該競技者への助力とみなす。(TR6.3.5)
- (2) 周回遅れか、周回遅れになりそうな競技者が先行する競技者のペースメーカーとして競技をした場合、両者を失格として扱う。
- (3) フィールド種目に出場している競技者に対して、録画映像を提供する者のすぐ近く(コーチングエリア近辺)であれば、録画した機材(ビデオ装置・携帯電話等)を競技者自身が手に取り、操作して確認することが認められる。しかし、競技者自身が録画機材等を競技区域内に持ち込むことは禁止とする。
- (4) トラック種目に出場している競技者に対して、審判長の許可なく、競技区域内でラップタイム等を読み上げる行為は、助力とみなす。

8. 競技について

- (1) トラック競技について
 - ① トラック競技における最終招集完了後の練習は、すべて競技役員の指示に従う。
 - ② 100m、200m、100mH および 110mH は、気象状況によりバックストレートで実施することがある。
 - ③ 短距離種目では、衝突事故を防止するため、フィニッシュライン通過後も自分に割り当てられたレーンを走ること。
 - ④ トラック種目における不正スタートは1回で失格とする。(混成競技を除く)
 - ⑤ 計時はすべて電気計時(0.01秒)を用いて行う。
 - ⑥ 100m、200m、400m、100mH および 110mH、400mH は、二次レースを行う。

(2) フィールド競技について

- ① 投てき競技の競技中に、試技者以外の競技者が投てき物を使用しての練習は認めない。
- ② 走高跳、棒高跳における最初のバーの高さおよび練習のバーの高さについては、競技役員と選手で協議の上決定する。競技開始後のバーの上げ方は TR26.4 のとおりとする。
- ③ 三段跳の踏切板の位置は、男子 12m、女子 10m とする。
- ④ 投てき種目および走幅跳、三段跳において、出場者が 8 人以下の場合 TR25.6 を適用する。

(3) 混成競技について

- ① 招集は、各日最初の種目に限り、競技開始 1 時間前までに招集所にて行う。以後の種目は、競技実施場所に集合とする。各種目最終招集については、4.(3)(4)による。
- ② 混成競技における招集完了後の競技場内での練習は、すべて競技役員の指示に従う。
- ③ 混成競技控室は設けない。
- ④ 走高跳、棒高跳における最初のバーの高さおよび練習のバーの高さについては、競技役員と選手で協議の上決定する。競技開始後のバーの上げ方は TR39.8.4 のとおりとする。
- ⑤ 各日最終種目の競技開始時刻は、競技の進行状況によって、決定および変更する。
- ⑥ 女子七種競技 800m については、1 組で行う。

9. 番組編成について

- (1) トラック種目のレーン順・フィールド種目の試技順は、プログラムに記載の通りとする。
- (2) 参加人数や競技進行上の都合で、番組編成を変更する場合がある。

10. 結果発表と抗議について

競技結果の正式発表時刻は、速報サイトに掲載された時刻とする。競技の結果または競技進行中に起きた競技者の行為に関する抗議は、正式発表時刻から競技規則に定められた時間内(本競技会においては、全て 30 分以内)に、その競技者または代理人が大会本部に申し出る。その後、総務を通して審判長に対して口頭で抗議を行う。時間内に申し出がなければ、何ら問題なかったものとする。フィールド種目については、TR8.5 を適用する。

11. 練習について

- (1) 事故防止のため、競技場外でのスピードを出しての練習およびウォーミングアップは一切認めない。
- (2) 競技場外で練習およびウォーミングアップを行う場合は、1 号館(百年記念館)前のみ認める。なお、車の往來を優先すること。
- (3) 競技を実施しているストレートと反対のストレートでの練習を認める。
- (4) 周回種目を実施している時間は、ホームストレートでのみ練習を認める。なお、スタート前は必ずトラックから出ること。
- (5) 競技進行に影響を及ぼす場所での練習は一切認めない。
- (6) 事故防止のため、逆走は禁止とする。
- (7) 用具を使用しての練習は禁止とする。ただし、ハードル・スターティングブロックを使った練習を行うことを希望する場合、主催者が準備をしていない限り、大会本部に申し出ること。無断でハードル・スターティングブロックを含む競技場備え付けの用具を使用して練習を行った場合、出場を認めない。
- (8) 最終招集後の練習は、競技役員の指示に従い、競技実施場所で行うこと。
- (9) イヤホンやヘッドホンを着用しての練習は認めない。
- (10) 競技役員の指示に従い、事故防止に努めること。

12. その他

- (1) 競技会期間中の貴重品の管理は各自で行うこと。盗難および紛失に関しては、一切の責任を負わない。なお、期間中に主催者に届けられた忘れ物や落とし物については、一時的に大会本部で保管する。その後、1週間を目安に処分する。
- (2) 競技中に発生した障害、疾病についての応急処置は主催者側が行う。それ以降の責任は負わない。ただし、2025年度公益社団法人日本学生陸上競技連合普通会員は、原則としてスポーツ安全保険に加入しているので、この保険が適用される場合がある。必要とする者は、大会本部に申し出ること。
- (3) 救急車等の緊急車両を手配する事態が起こった場合、一刻を争う事態でない限り大会本部の許可なく手配しないこと。手配を希望する場合、大会本部が車両の手配を行うので、その際は、詳細を含め大会本部に連絡すること。
- (4) 競技中に不測の事態が発生した場合は、大会本部の指示に従うこと。その他、不明な点は大会本部に問い合わせること。
- (5) 競技運営上、総務の判断で、競技日程や本事項の変更を行う場合がある。